

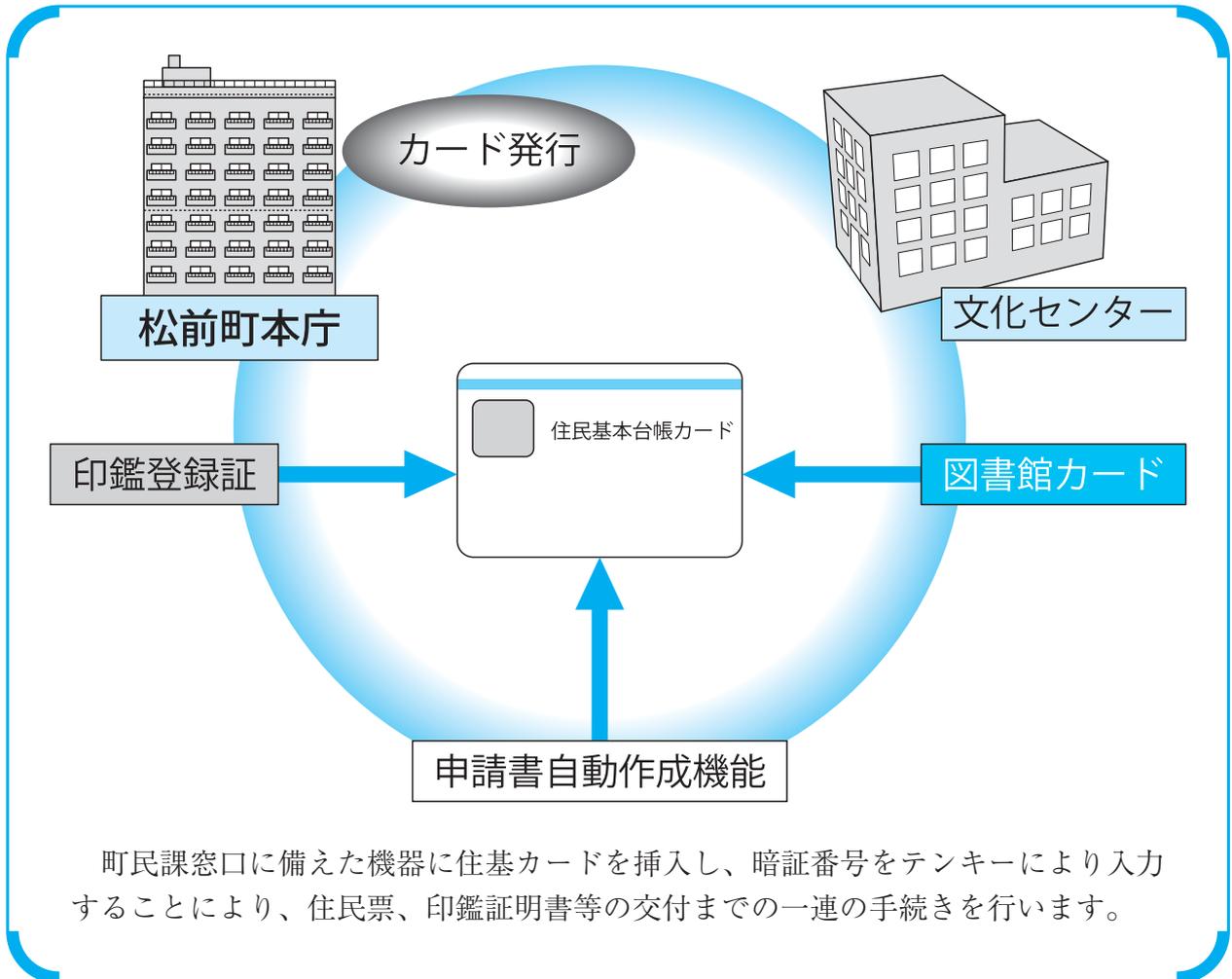
## 条例制定

●住民基本台帳カードの利用に関する条例

住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の多目的利用により、住民の利便性や行政サービスの向上を図るために住民基本台帳法に基づき制定されたもので、平成18年2月1日から施行されます。

住基カードには、印鑑登録証と図書館カードの機能を持たせるとともに住民票等の申請書自動作成サービスを実施するものです。

このサービスは希望する住民が対象で、住基カードには暗証番号を設定するなど安全性が確保されたシステムとなっています。



希望者には「住基カード」、「印鑑登録証」、「図書館カード」、「申請書自動作成サービス」の4つの機能を1枚に集約した「住基カード」を交付します。

利用者にとっては、1枚のカードで4種類のサービスが受けられるため、利便性が向上します。